資　料４

横須賀市立うわまち病院の移転に伴う変更について

〔事務局〕
神奈川県健康医療局保健医療部医療整備・人材課
令和７年２月３日

1　概要

- うわまち病院は、県周産期救急医療システム受入病院（中核病院）として、基幹病院の横須賀共済病院とともに、三浦半島ブロックの周産期救急医療において重要な役割を果たしている。
- 今回、うわまち病院が建物の老朽化と手狭さを解消するため、令和７年３月１日に移転を予定している。
- この移転に伴い、県周産期救急医療システム受入病院（中核病院）及び地域周産期母子医療センターとして、当該変更に係る手続きを行う必要がある。

2　変更概要と検討結果

	変更前（現在）		変更後（3月1日以降）	
医療機関名	横須賀市立うわまち病院		横須賀市立総合医療センター	
所在地	横須賀市上町2-36		横須賀市神明町1番地8	
病院延べ面積	18,496㎡		38,259㎡	
標榜診療科	28診療科		34診療科※	
NICU病床数	6床		6床	
GCU病床数	7床		6床	
常勤医師数	産科　6名	新生児　17名	産科　6名	新生児　17名
その他	ー		オープン・セミオープンシステム導入	

※　新たに血液内科、アレルギー科、リウマチ科、糖尿病・内分泌・代謝内科、歯科、歯科口腔外科を設置予定

GCUの病床数は1床減となるものの、NICU病床数や、産科に係る人員体制は変更しないことから、引き続き中核病院及び地域周産期母子医療センターを担ってもらう

（参考）中核病院に係る要綱上の記載

【神奈川県周産期救急医療事業実施要綱】（抜粋）

第４条（２）

中核病院

ア　基幹病院からの要請に応じ、中等症以上の患者を中心に原則として24時間体制で受け入れる。

イ　基幹病院で受け入れることができない重症患者を体制の許す範囲で受け入れる。

ウ　基幹病院からの転院依頼に応じ、基幹病院において受け入れられ急性期を過ぎた患者を受け入れる。

エ　自病院で受け入れた患者が急性期を過ぎた場合、患者の状況に応じて協力病院等への転院を積極的に行い、基幹病院から新たな患者を受け入れられる体制を確保する。

第４条２

基幹病院、中核病院及び協力病院の区分は、協議会の意見を聞き、医療整備・人材課長が別に定める。

（参考）周産期母子医療センターに係る要綱上の記載（５-１）

【神奈川県周産期母子医療センター設置・運営要綱】（抜粋）

３　施設の指定及び認定

知事は次に定める「神奈川県周産期母子医療センター整備要領」（以下「整備要領」という。）に基づき総合周産期センターを指定し、また、地域周産期センターを認定する。ただし、指定等を行った後において、「整備要領」に掲げる内容を満たさなくなった施設に対し、知事は改善勧告を行うこととし、改善されないと判断した場合には、指定等を取り消すことができるものとする。

【神奈川県周産期母子医療センター整備要領】（抜粋）

２　指定及び認定の手順

(6) 指定等の内容変更

周産期センターは、指定等の内容に変更があった場合は、様式３により速やかにその旨を知事に届け出る。ただし、簡易な変更の場合はこの限りではない。

（参考）周産期母子医療センターに係る要綱上の記載（５-２）

【神奈川県周産期母子医療センター整備基準】（抜粋）

Ⅱ　地域周産期母子医療センターの認定基準

１　機能

(1)　地域周産期センターは、産科及び小児科（新生児医療を担当するもので、ＮＩＣＵ（診療報酬の加算の対象となる病床を指す。以下同じ。）を備え、周産期に係る比較的高度な医療行為を行うことができる医療施設をいう。

(2)　地域周産期センターは、実施要綱第５条に定める周産期救急医療情報システムを活用し、総合周産期センターと緊密な連携を図りながら、総合周産期センターからの戻り搬送、地域の周産期医療施設又は消防機関からの救急搬送を受け入れるものとする。

(3)　地域周産期センターは、実施要綱第４条(1)に定める基幹病院及び(2)に定める中核病院の中から、整備基準を満たした施設を指定するものとする。

（次ページに続く）

（参考）周産期母子医療センターに係る要綱上の記載（５-３）

２　整備内容

(1)　診療科目

地域周産期センターは、産科及び小児科（新生児医療を担当するもの）を有するものとし、麻酔科その他の関連各科を有することが望ましい。

(2)　設備等

地域周産期センターは、次に掲げる設備を備えるものとする。

ア　産科については、次に掲げる設備を備えることが望ましい。

(ア)　緊急帝王切開術等の実施に必要な医療機器
(イ)　分娩監視装置
(ウ)　超音波診断装置
(エ)　微量輸液装置
(オ)　その他産科医療に必要な設備

イ　小児科等には新生児病室を有し、次に掲げる設備を備えるＮＩＣＵを設けることが望ましい。

(ア)　新生児用呼吸循環監視装置
(イ)　新生児用人工換気装置
(ウ)　保育器
(エ)　その他新生児集中治療に必要な設備

（次ページに続く）

（参考）周産期母子医療センターに係る要綱上の記載（５-４）

３　病床数

新生児病室については、新生児の呼吸器管理を常時行える病床の確保に努めるものとする。また、ＮＩＣＵには、原則として1床あたり7㎡以上の面積を確保することとし、バイオクリーンルームであることが望ましい。

４　職員

地域周産期センターは、次に掲げる職員を配置することが望ましい。

(1) 小児科（新生児医療を担当するもの。）については、24時間体制を確保するために必要な職員。

(2) 産科については、帝王切開術が必要な場合に迅速（おおむね30分以内）に手術への対応が可能となるような医師（麻酔科医を含む）及びその他の各種職員

（次ページに続く）

（参考）周産期母子医療センターに係る要綱上の記載（５-５）

(3) 新生児病室には、次に掲げる職員

ア　24時間体制で新生児医療を担当する小児科医が病院内に勤務していること。

イ　ＮＩＣＵには、各地域周産期母子医療センターにおいて設定した水準の新生児医療を提供するために必要な看護師が適当数勤務していること。（３床につき１人）

ウ　ＮＩＣＵには、臨床心理士等の臨床心理技術者を配置すること。

エ　ＧＣＵには、常時６床に１人の看護師が勤務していること。

５　連携機能

地域周産期センターは、総合周産期センターからの戻り搬送の受入れ、オープンシステム・セミオープンシステム等の活用、合同症例検討会の開催等により、総合周産期センターその他の地域周産期医療関連施設等との連携を図るものとする。